

第15章 支援制度

1 中小企業及び小規模企業振興条例に基づく補助制度

平成31年4月1日施行
(令和4年4月1日一部改正)

(1) 商店街施設設置事業補助金

商店街の環境整備を図るため共同施設等を設置する場合、費用の一部を補助します。

①対象経費 ・ 設計費 ・ 工事管理費 ・ 本体設置等の工事費

②補助の内容

対象団体	対象施設	補助金額	補助限度額
(1) 商店街振興組合 (2) 商店街振興組合 連合会 (3) 事業協同組合 (4) 任意商店会 (5) 商工会議所 (6) 商工会 (7) 街づくり会社	①街路灯	(a) 中心市街地活性化基 本計画に基づき実施 する事業 ⇒ 2/3 以内 (b) 上記(a)以外の事業 ⇒ 1/3 以内	① 3,000 万円
	②アーケード		② 6,000 万円
	③駐車場		③ 3,000 万円
	④統一的看着板		④ 500 万円
	⑤イベント広場		⑤～⑪ 3,000 万円
	⑥ポケットパーク		
	⑦休憩所		
	⑧駐輪場		
	⑨トイレ		
	⑩アーチ		⑫～⑭ 500 万円
	⑪ライトアップ施設		
	⑫放送設備		⑮ 3,000 万円
	⑬案内板		
	⑭商店街シンボル		
	⑮ストリートファニチャー		⑯～⑰ 500 万円
	⑯防犯カメラ		
	⑰①～⑯のほか市長が認め るもの		

(2) 事業協同組合共同施設設置事業補助金

事業協同組合等が共同事業を行うため施設を設置する場合、費用の一部を補助します。

①対象経費 ・ 設計費 ・ 工事管理費 ・ 本体設置等の工事費

②補助の内容

対象団体	対象施設	補助金額	補助限度額
(1) 事業協同組合 (2) 事業協同小組合 (3) 協同組合連合会	高度化事業計画に基づき設置する 生産・加工・販売・購買・保管・ 運送・検査・その他組合員の事業 に関する共同施設	20/100 以内	2,000 万円

(3) イベント事業補助金

事業協同組合や商店街などが行う活性化イベント等に対して、費用の一部を補助します。

- ①対象経費 ・会場設営費(会場借上料を含む) ・宣伝広告費 ・謝礼金(旅費を含む)
 ・警備委託費 ・企画・運営に係る委託費(対象経費の30/100以内)

②補助の内容

対象団体		対象事業	補助金額	補助 限度額
A	(1)事業協同組合 (2)事業協同小組合 (3)協同組合連合会 (4)企業組合 (5)協業組合 (6)商店街振興組合 (7)商店街振興組合連合会 (8)酒造組合 (9)酒販組合 (10)生活衛生協同組合 (11)商工団体	次の①～③を全て満たすイベント等。 ①広く一般市民を対象として行うもの ②商工業の伸展に寄与することを目的とするもの ③業界全体に有益な効果を及ぼすものと市長が認める展示会、見本市またはこれらに類するイベント	50/100 以内 ※3回目以降 ⇒ 30/100 以内 (補助対象外) 対象経費が50万円未満の場合。	250万円
B	(1)商店街振興組合 (2)商店街振興組合連合会 (3)任意商店会 (4)(1)～(3)のいずれかを構成員とする団体	商店街の活性化を図るため、広く一般市民の参加を求めて行うイベント	ア) 初回及び2回目 ⇒ 50/100 以内 ※市または商店街の計画等に基づき実施 ⇒ 2/3 以内 イ) 3回目及び4回目 ⇒ 30/100 以内 ウ) 5回目以降 継続支援が必要と市長が認める場合(例:地域の歳時として定着しているもの) ⇒ 前回の補助金の額を限度として市長が認める額 (補助対象外) 対象経費が20万円未満の場合。	50万円 (ア※に該当する場合 100万円)

(4) 人材育成事業補助金

研修事業を主催する場合や、他の団体等の主催する研修事業に参加する場合、費用の一部を補助します。

- ①対象経費 研修事業等を実施するために要した以下の経費。
 ・参加に要する旅費 ・参加負担金 ・資料代 ・会場借上料
 ・講師謝礼金(講師旅費を含む)

②補助の内容

対象団体	対象事業	補助金額	補助限度額
(1)事業協同組合 (2)事業協同小組合 (3)協同組合連合会 (4)企業組合 (5)協業組合 (6)商店街振興組合 (7)商店街振興組合連合会 (8)酒造組合 (9)酒販組合 (10)生活衛生同業組合 (11)任意商店会 (12)商工団体 (13)街づくり会社	①研修事業を主催する事業	50/100 以内 (補助対象外) ①大半が業務に直接関係しない一般教養の向上、スポーツ、レクリエーションに類するもの ②大会、総会への出席が主たる目的、内容等である場合	① 50 万円
	②他の団体等の主催する研修事業に参加する事業		② 20 万円
中小企業者	③(独)中小企業基盤整備機構、県等の主催する研修事業に参加する事業		③ 10 万円 ※同一の中小企業者につき1回限り

(5)商店街空き店舗対策事業補助金

商店街を活性化するために空き店舗や空き地を利活用する場合、費用の一部を補助します。

《補助の内容》

ア. 賃借料補助(空き地または空き店舗)

対象団体	対象事業	補助金額	補助限度額
(1)商店街振興組合 (2)商店街振興組合連合会 (3)事業協同組合 (4)任意商店会 (5)商工会議所 (6)商工会 (7)街づくり会社 (8)特定非営利活動法人(NPO) (地元商店街と連携する場合に限る)	①商店街コミュニティスペース運営事業(商店街の空き店舗又は空き地を集客力向上のためのコミュニティスペース(休憩所、ミニギャラリー、テーマ館、イベント広場、多世代交流支援施設等)として利用する事業) ②新規創業者育成事業(中心市街地活性化基本計画策定区域内における商店街の空き店舗を起業者育成のため、創業支援店舗として利用する事業)	3年間を限度。 1年目 ⇒ 2/3 以内 2年目 ⇒ 1/2 以内 3年目 ⇒ 1/3 以内	年 240 万円 (月 20 万円) ※家賃額は月額 30 万円が補助対象上限額

	③商店街空き店舗誘致事業 (商店街が、商店街の活性化に寄与すると認められる空き店舗対策を行うため、自ら選定した事業者(小売業、サービス業等)を誘致する事業)	3年間を限度。 ア) 中心市街地活性化法または地域商店街活性化法の認定計画エリア内における新規創業者 1年目 ⇒ 2/3 以内 2年目 ⇒ 1/2 以内 3年目 ⇒ 1/3 以内 イ) それ以外 1年目 ⇒ 7/12 以内 2年目 ⇒ 5/12 以内 3年目 ⇒ 3/12 以内 ※市単独補助の場合 (ア、イ共通) 1年目 ⇒ 1/3 以内 2年目 ⇒ 1/4 以内 3年目 ⇒ 1/6 以内	
--	---	---	--

イ. 空き店舗改装費補助

対象団体	対象事業	補助金額	補助限度額
ア. 賃借料補助の対象団体と同じ	商店街コミュニティスペース整備事業(商店街の空き店舗を集客力向上のためのコミュニティスペースとして整備する場合の改装事業)	1/2 以内	400 万円

(6) 商店街施設維持管理事業補助金

商店街などが街路灯を維持・管理している場合、費用の一部を補助します。

①対象経費 街路灯の維持管理に要する費用

②補助の内容

対象団体	対象事業	補助金額	補助限度額
(1) 商店街振興組合 (2) 商店街振興組合連合会 (3) 事業協同組合 (4) 任意商店会 (5) 商工会議所 (6) 商工会 (7) 街づくり会社	5基以上の街路灯の維持管理	30/100 以内	実績補助

(7) 社会課題・地域課題解決事業補助金

商店街等での社会課題・地域課題の解決や活性化に資する事業を実施する場合、費用の一部を補助します。

- ①対象経費 ・会場設営費(会場借上料、賃借料含む) ・宣伝広告費 ・謝礼金(旅費含む)
 ・警備委託費 ・企画・運営に係る委託費(対象経費の30/100以内)
 ・空き店舗を活用する場合の改装費

②補助の内容

対象団体	対象事業	補助金額	補助限度額
(1)商店街振興組合 (2)商店街振興組合連合会 (3)任意商店会 (4)商工会議所 (5)商工会 (6)街づくり会社 (7)(1)～(3)の会員である 民間事業者 (8)特定非営利活動法人 (NPO) (9)公益目的事業を行うこ とを主たる目的とする 団体であって市長が認 めるもの	商店街等において実施され る社会課題・地域課題の解 決及び活性化に資する事業 ※実施する地区の地元商店 街等との連携を条件と し、審査会を経て決定す る。	2/3 以内	100 万円

【公益目的事業とは】

- ・地域社会の健全な発展を目的とする事業
- ・勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- ・男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
- ・文化及び芸術の振興を目的とする事業
- ・教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を
涵養することを目的とする事業 など

※公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)に基づく。

(8) チャレンジ企業応援補助金

地域資源を生かした新商品の研究開発、大学等の研究機関の研究成果を生かした新製品開発、斬新・独創的なアイデア等によるビジネスモデルの開発・試験運用など、新事業・新分野展開を図るにあたり、調査研究や試験的な実施を行う場合、費用の一部を補助します。

- ①対象経費 ・機械装置に係る経費 ・試験依頼に係る経費 ・原材料費
 ・調査・分析に係る委託費 ・その他市長が必要と認めた経費

②補助の内容

対象団体	対象事業	補助金額	補助限度額
(1)市内で同一事業を引き 続き1年以上営んでい る中小企業者 (2)(1)の中小企業者が2分 の1以上を占め、代表と なっている団体（交付 に関する手続き等は、代 表の中小企業者が行う ものとする。）	市長が認定した会津若松市 チャレンジ事業	2/3 以内	100 万円

(9)組織化奨励金

事業協同組合など新規に法律に基づく中小企業団体を組織化する場合、奨励金を交付します。

《奨励金の内容》

対象団体	対象事業	奨励金額
(1)事業協同組合 (2)事業協同小組合 (3)協同組合連合会 (4)企業組合 (5)協業組合 (6)商店街振興組合 (7)商店街振興組合連合会	中小企業者が左記組合等を 新規設立する事業。	1 団体につき 15 万円 + 3,000 円×組合員数(または組合数)

(10) 中小企業振興条例に基づく補助実績（直近3年分）

（単位：千円）

補助金名	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
1 商店街施設設置事業補助金	2	430	3	2,487	5	269
2 事業協同組合共同施設設置事業補助金	-	-	-	-	-	-
3 イベント事業補助金	5	754	2	930	4	766
大町四ツ角中央商店街振興組合	1	24	-	-	2	216
会津若松卸商団地協同組合	-	-	-	-	-	-
会津若松市本町商店街振興会	-	-	-	-	-	-
会津若松市役所通り商店街振興組合	-	-	-	-	-	-
野口英世青春通り協議会	-	-	-	-	-	-
会津若松市商店街連合会	-	-	-	-	-	-
神明通り商店街振興組合	2	159	-	-	-	-
七日町通りまちなみ協議会	-	-	-	-	1	196
会津ふれあい通り大和町桂林寺町商店会	-	-	-	-	-	-
その他商店街等	-	-	-	-	-	-
実行委員会等	2	571	2	930	1	354
4 人材育成事業補助金	1	59	3	184	4	513
5 (1)商店街空き店舗対策事業補助金（賃借料補助）	19	16,147	20	11,570	28	11,703
七日町通りまちなみ協議会	7	5,106	5	3,003	5	1,993
会津若松市中央通り商店振興会	1	1,514	1	1,232	2	1,082
大町四ツ角中央商店街振興組合	5	7,592	5	4,322	4	2,228
神明通り商店街振興組合	2	978	3	1,152	4	1,676
大町三丁目商栄会	-	-	-	-	1	200
大町四丁目商店会	-	-	1	350	1	512
会津ふれあい通り大和町桂林寺町商店会	-	-	1	280	2	858
会津若松市役所通り商店街振興組合	1	84	1	294	6	2,602
野口英世青春通り協議会	2	720	2	834	2	544
飯盛山商店会	1	153	1	103	1	8
会津若松市本町商店街振興会	-	-	-	-	-	-
(2)商店街空き店舗対策事業補助金（改装費補助）	-	-	-	-	-	-
飯盛山商店会	-	-	-	-	-	-
6 商店街施設維持管理事業補助金	15	1,064	15	1,128	22	1,862
7 社会課題・地域課題解決事業補助金	-	-	-	-	-	-
8 チャレンジ企業応援補助金	1	822	2	1,128	1	66
9 組織化奨励金	-	-	-	-	-	-
10 情報ネットワークシステム整備事業補助金		廃止		廃止		廃止
11 研究開発調査事業補助金		廃止		廃止		廃止
12 チャレンジショップ支援事業補助金		廃止		廃止		廃止
合 計	43	19,276	45	17,427	64	15,179

2 会津漆器産業に対する支援制度

長い歴史と伝統に生まれ、本市を代表する地場産業である会津漆器産業の技術後継者の育成と販路拡大を図ることを目的に、様々な支援を行っています。

(1) 会津漆器技術後継者訓練校運営補助金

会津漆器技術後継者訓練校の運営費の一部を補助します。

〈会津漆器技術後継者訓練校の内容〉

実施団体	会津漆器協同組合
カリキュラム	塗りと蒔絵の2コース。2年間で約2,800時間を受講
授業日	月～木（週4日）

(2) 会津漆器技術後継者訓練奨励金制度

自社の従業員を、会津漆器技術後継者訓練校へ通わせている事業主に対して、訓練期間において奨励金を交付します。

- ・金 額 : 訓練生1人につき基本月額72,000円
- ・補助対象者 : 訓練生を雇用する事業主

(3) 会津漆器技術後継者の育成、自立及び産地定着支援事業

会津漆器協同組合が、会津漆器技術後継者の育成、自立及び産地定着のために行う事業に対し、その費用の一部を補助します。

	事業内容	補助率
育成支援事業	会津漆器技術後継者訓練校を修了した技術後継者等で就業先のない者のうち、塗り、蒔絵、木地の職人をを目指す者を対象として、一定期間、実際の製造過程で通用する技術や技能の修得を図るため、熟練した職人による技術指導を行う。	2分の1
自立支援事業	会津漆器技術後継者訓練校を修了した技術後継者等が、自立のために行う、新商品の研究開発事業、販路開拓事業。	3分の2
産地定着支援事業	会津漆器技術後継者訓練校を修了した技術後継者のうち、下記のいずれの要件も満たす者に対して、作業場確保にかかる家賃負担の軽減を図ることで、産地定着を支援する事業。 ① 会津漆器技術後継者訓練校を修了後3年以内、かつ漆器製造にかかる職人としての自立を目指す者 ② 会津若松市内で作業場の用に供する物件に対して家賃負担を要する者	補助対象物件の月額家賃の3分の2以内の額または月額10,000円のいずれか少ない額

(4) 会津漆器使用拡大支援補助制度

市内外の旅館、ホテル、飲食店等が業務用として会津漆器を購入又は賃借する場合、及び会津漆器協同組合が販路開拓のための事業を行なう場合、その経費の一部を補助します。

補助率	補助限度額	対象団体
購入費の3分の1以内	50万円	市内外の旅館、ホテル、飲食店等のほか、店舗や事業所等、不特定多数の方々を利用する施設
賃借料の2分の1以内	20万円	
販路開拓費の2分の1以内	50万円	会津漆器協同組合

3 会津若松市循環型地域経済活性化奨励金支給制度

本市の住宅関連産業や中小商業を中心とした地域商業の活性化及び地産地消の推進を図るため、市に登録した特定の地元建築業者（以下「特定会社」という。）により、会津若松市産材及びその他福島県産材を使用した木造住宅を新築又は購入し、かつ、市内の登録加盟店で日常的な物品の購買を行った個人に対して奨励金を支給します。

(1) 支給対象者

- ア 市内居住のために、特定会社により住宅を新築した個人
 - イ 市内居住のために、特定会社が販売した建売住宅を最初に購入した個人
- ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。
- ・ 賃貸又は売却を目的として住宅を建築又は購入した個人
 - ・ 市税の滞納のあるもの

(2) 支給の条件

使用木材のうち、会津若松市産材その他福島県産材を概ね 30%以上使用し、かつ、1つ以上の世帯が独立して生活を営むことができるように建築された居住面積が 50 m²以上の住宅であって、次に掲げる設備を全て有している住宅

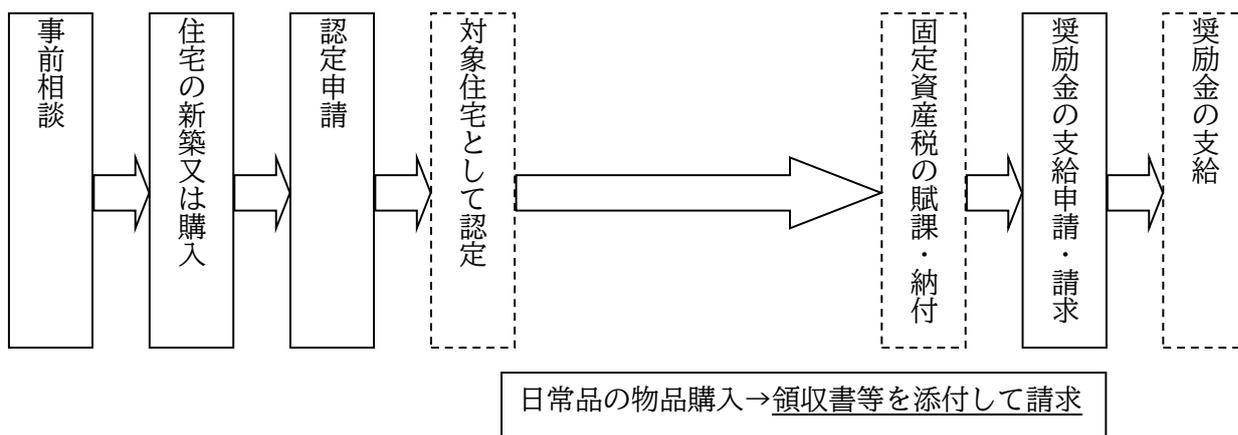
- ア 居住のための居室
- イ 居住のための専用の台所
- ウ 居住のための専用の浴室
- エ 居住のための専用の便所
- オ 居住のための専用の玄関

(3) 支給額

建物分に賦課された固定資産税に相当する金額を、口座振込により3か年支給します。ただし、支給総額は、1件につき、3か年で500,000円を限度とします。

(4) 支給手続（フロー）

※ は、申請者（個人）が行う手続等



(5) 特定会社（地元建築業者）

市に登録した特定会社は、50社（令和5年4月10日現在）です。

（登録条件）

1年以上市内に住所を有し、建築工事業の許可を有する個人又は本社登録をする法人で、市税の滞納がないこと。

(6) 登録加盟店（日常的な物品の購入）

物品の購入先は、市に登録した登録加盟店30店（令和5年4月1日現在）に限られます。

（登録条件）

1年以上市内に住所を有する個人又は本社登録をする法人で、市税の滞納がないこと。

（対象外の業種、品目）

- 飲食業、洗濯・理美容業、旅館、医療業等のサービス業
- 地方公共団体等への支払い、出資・有価証券購入、商品券・プリペイド・官製はがき・切手購入、通信販売業種、風俗関係業種

4 新規創業者支援について

本市では創業支援事業計画の認定を受け、関係機関と連携を図りながら、地域経済を支える新規創業者の育成とその機運活性化のため、支援を行なっています。

●支援内容

市内金融機関や、NPO法人と連携し、創業を希望する方の相談体制を構築するとともに、各団体で実施されている創業に向けたセミナーや相談会等への誘導などを行なっています。

支援体制イメージ

